

埼玉県介護職員資格取得支援事業（初任者研修受講料）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 県は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程（以下「介護職員初任者研修」という。）を修了した者の早期就職を支援することにより介護人材の確保を促進するため、また、県内の介護施設等（別表に掲げる施設等をいう。以下同じ。）に勤務する介護職員の介護職員初任者研修修了を支援することにより介護人材の定着を促進するため、介護職員初任者研修の受講料を負担した者に対し、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（以下「支援対象者」という。）が修了した介護職員初任者研修の受講料とする。

（1）県内に所在する介護施設等に就職（現に勤務する介護施設内又は法人内の異動等により介護職員として勤務することとなった場合を含む。以下同じ。）した介護職員のうち、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 補助金の交付を受けようとする年度に介護職員初任者研修の受講を開始し、修了したものであり、受講料の支払いを同一年度内に行ったものに限る。

イ 上記アの介護職員初任者研修の受講を開始した日と、当該研修を修了した日から起算して1か月を経過する日との間に、県内の介護施設等に介護職員（1週間当たりの所定労働時間が20時間以上である職員に限る。以下同じ。）として就職したこと。

ウ 上記イの介護職員初任者研修の受講を開始した日から当該研修を修了する日までの間に就職した者は、当該研修を修了した日から起算して1か月以上継続して当該介護施設等に勤務したこと、また、当該研修を修了した日から起算して1か月を経過する日との間に就職した者は、就職した日から起算して1か月以上継続して当該介護施設等に勤務したこと。

（2）県内に所在する介護施設等に勤務する介護職員（当該介護施設等又は当該介護施設等を運営する法人が直接雇用する者に限る。）のうち、次に掲げる要件を全て満たす者

ア 介護職員初任者研修の受講を開始した日に、介護施設等に介護職員として勤務していたこと。

イ 介護職員初任者研修を修了したこと。

ウ 介護職員初任者研修を修了した日から起算して1か月以上継続して上記アの介護施設等に介護職員として週20時間以上勤務したこと。

エ 補助金の交付を受けようとする年度に、上記アからウまでの要件を満たすこと。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、支援対象者1人につき当該所要経費の2分の1又は3万円のいずれか低い額とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、介護職員初任者研修の受講料を負担した次の各号に掲げる者とする。ただし、本事業と同趣旨の事業による補助金等の交付を受けている者又は受けることを予定している者は、本事業の補助対象者とならない。

(1) 県内に所在する介護施設等又は当該介護施設等を運営する法人（以下「支援対象法人等」という。）

(2) 支援対象者

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が以下の各号に該当する者であるときは、本事業の補助対象者とならない。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の申請書の様式は、規則第13条の実績報告書の様式を兼ねるものとする。

3 申請書の記載事項は、様式第1号に記載のとおりとする。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

5 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書兼報告書（様式第1号別紙1-1）

(2) 支援対象者が介護職員初任者研修を修了したことを証明する書類の写し

(3) 支援対象法人等又は支援対象者が介護職員初任者研修の受講料を支払ったことが確認できる書類

(4) 支援対象法人等が介護職員初任者研修の受講料相当額を補填したことが確認できる書類（当該支援対象法人等が申請者であり、当該支援対象法人等が介護職員初任者研修の受講料を負担した支援対象者に受講料相当額を補填した場合に限る。）

(5) 就職した又は勤務する介護施設等による勤務証明書（様式第1号別紙1-2）

6 第1項の申請書は、第2条第1号又は第2号に掲げる要件を満たした日からその日の属する年度の末日（当該期日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の土曜日又は日曜日ではない日）の開庁時間までの間に提出するものとする。

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとし、規則第14条の交付額確定通知書の様式を兼ねるものとする。

2 補助金の交付決定及び交付確定により申請書の内容のとおり請求があったものとみなす。

（交付の方法）

第7条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

（補助金の返還）

第8条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第1条第1項関係）

	サービスの種別	介護施設等の種別
1	介護保険施設	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院
2	指定居宅サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
3	指定介護予防居宅サービス	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護